

平成31年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	安全・安心で快適なまち
基本方針	事件・事故を防ぐまち
基本施策名	防犯・交通安全の推進

	所属	職名	氏名
作成者	地域づくり課	課長	高橋 延行
評価者	市民生活部	部長	山田 真一

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	高齢者等を狙った特殊詐欺事件や悲惨な交通事故などが社会問題となっています。諸対策を講じ、安全・安心で、一人ひとりが心穏やかに暮らせる快適なまちづくりを実現します。
基本方針 (目指すべき方向性)	防犯や交通安全に対して、一人ひとりが当事者意識を持ち、地域ぐるみの活動が展開される安全・安心なまちを目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H29	H30	H31	達成率	進捗状況	所管課	
市内の交通事故(人身事故)発生件数の増減率	%		-1.1			-2.3	-2.8		順調	地域づくり課
市内の刑法犯認知件数	件(暦年)		469	378		350	318		順調	地域づくり課

施策指標の進捗状況と分析	市内の刑法犯認知件数、交通事故発生件数は、ともに減少傾向ではありますが、交通事故や特殊詐欺事件における65歳以上の高齢者の占める割合が高くなっています。あらゆる機会を通じて啓発活動をしていく必要があります。
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位:円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化	
				H29	H30	H31	R 2	R 3	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数
1	0102345	交通安全対策推進事業	生活安全係	14,989,801	13,989,985	13,486,395			42,466,181	定型業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適切	1.7	○
2	0102350	防犯対策推進事業	生活安全係	3,912,741	2,756,002	2,741,671			9,410,414	定型業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適切	0.5	
3	0102355	防犯灯管理運営費	生活安全係	27,212,182	23,854,368	21,529,305			72,595,855	施設の管理運営	継続	期限なし	現状のまま実施することが適切	0.8	
合計				46,114,724	40,600,355	37,757,371			124,472,450						

事務事業量とコスト(費用対効果)の分析	交通安全対策法に基づき、市は交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされています。市民の生命・財産を守るため、犯罪等の防止に努める必要があります。
重点化事務事業の考え方	自転車のまちづくり推進に係り、交通事故抑止対策及び啓発活動の充実が求められています。
縮減・廃止事務事業の考え方	
総合評価(次年度へ向けた課題の抽出)	市民一人ひとりの意識向上と主体的な活動を通じた地域ぐるみの見守り、安全安心活動の推進が求められます。関係機関、団体等と連携し、地域と一体となった総合的かつ効果的な交通安全・防犯運動の展開が求められます。

平成31年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	安全・安心で快適なまち
基本方針	事件・事故を防ぐまち
基本施策名	消費者保護の推進

	所属	職名	氏名
作成者	地域づくり課	課長	高橋 延行
評価者	市民生活部	部長	山田 真一

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	悪質商法や特殊詐欺事件が多発し、消費者問題も多様化・複雑化しています。
基本方針 (目指すべき方向性)	悪質商法や特殊詐欺などに関する情報提供と意識啓発を行い、被害を未然に防止し、消費生活の安全を守ります。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H29	H30	H31	達成率	進捗状況	所管課
消費者講座回数	回		15		12	10	66.7	停滞	地域づくり課
消費者講座参加者数	人		500		456	252	50.4	停滞	地域づくり課

施策指標の進捗状況と分析	悪質商法や特殊詐欺などに関する情報提供と意識啓発を行い、被害を未然に防止し、消費生活の安全を守ります。
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位：円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化	
				H29	H30	H31	R 2	R 3	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数
1	0102170	市民相談事業	市民相談室	888,470	885,360	894,180			2,668,010	定型業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.5	
2	0107420	消費者行政対策事業	市民相談室	3,380,222	3,383,315	7,061,482			13,825,019	定型業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.5	
合計				4,268,692	4,268,675	7,955,662			16,493,029						

事務事業量とコスト (費用対効果)の分析	複雑化・多様化する消費者問題に対し、迅速かつ適切な対応をするために必要な事業です。
重点化事務事業の考え方	
縮減・廃止事務事業の考え方	
総合評価 (次年度へ向けた課題の抽出)	特殊詐欺被害対策のための消費生活センターの機能強化による市民への啓発の充実及び被害対策施策のさらなる展開が必要です。

平成31年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	計画の実現に向けて
基本方針	基本計画の推進に当たったの経営方針
基本施策名	方針1 協働によるまちづくりの推進

	所属	職名	氏名
作成者	地域づくり課	課長	高橋 延行
評価者	市民生活部	部長	山田 真一

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	少子高齢・人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化など社会の大きな変化に直面し、地域課題も多様化・複雑化しています。市民一人ひとりが主体的に市政やまちづくりに参画し、「みんなが主役ではじまる協働のまちづくり」が求められています。
基本方針 (目指すべき方向性)	協働によるまちづくりの推進と啓発に努め、地域コミュニティの再構築を進めるとともに、その活性化を図ります。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H29	H30	H31	達成率	進捗状況	所管課	
市民活動サポートセンターにおける活動団体取材件数	件		14	100		8	11	11	停滞	地域づくり課
区への加入世帯数	世帯		28,973	29,300		29,009	29,127	99.4	順調	地域づくり課

施策指標の進捗状況と分析	平成31年度から5年間を計画期間とする「第2次協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」に基づき、交流会、セミナー等の開催により市民活動の参画に努めた。市民一人ひとりが主体的かつ自主的に地域づくりに参画することが求められています。協働推進の拠点として、市民活動サポートセンターの機能と事業の充実が求められています。まちづくり推進会議の提言を受け、市区長会専門部会区加入促進部会のなかで議論を深めた。令和2年度には、専門部会で提案された内容を各区において取り組む。
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位:円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化	
				H29	H30	H31	R 2	R 3	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数
1	0102078	豊科地域管理事業	豊科地域係	181,010	34,352	167,495			382,857	施設の管理運営	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.06	
2	0102080	豊科地域づくり事業	豊科地域係	6,029,744	3,332,426	4,124,931	4,259,000	4,159,000	21,905,101	政策的業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	1.1	
3	0102295	協働のまちづくり推進事業	まちづくり推進係	8,580,525	10,495,545	6,850,384	9,453,000	9,580,000	44,959,454	政策的業務	継続	期限なし	事業効果を高めるための方策を検討	2	○
4	0102300	区等地域力向上事業	まちづくり推進係	79,887,268	87,334,492	88,674,173	107,273,000	107,283,000	470,451,933	政策的業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	1.99	○
合計				94,678,547	101,196,815	99,816,983	120,985,000	121,022,000	537,699,345						

事務事業量とコスト(費用対効果)の分析	「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」に基づく事業であり、同計画策定評価委員会において、評価検証が行われています。
重点化事務事業の考え方	「みんなが主役ではじまる協働のまちづくり」推進にあたり、移転した市民活動サポートセンターの機能と事業の充実を図る必要があります。各区の地域力向上を図り、市民一人ひとりが主体的かつ自発的に地域づくりに参画する社会の構築が求められます。
縮減・廃止事務事業の考え方	
総合評価(次年度へ向けた課題の抽出含)	自治基本条例の周知、未加入者を含む区の意義の理解促進及び各区の部制度構築への支援が必要です。市民活動サポートセンターの機能と事業の充実を図る必要があります。